

古河市景観チェックシート

【景観形成重点地区 公共施設地区】

古河市景観チェックシート《景観形成重点地区－公共施設地区－》

届出者氏名	
行為の場所	

次の項目について、チェック、または記述してください。

1は全ての届出について、2は届出の行為の種類に応じ①～⑤のうち該当するものについて記入して下さい。

1 共通基準

● 景観づくりのテーマ（景観計画 P21） 歴史・文化・人がゆったりふれあう、風格・風情の香り漂う景観づくり
● 景観づくりの方針（景観計画 P21） ・ 歴史、文化景観の保全と創出 ・ 風格と風情ある街なみ景観の創出 ・ ゆったりと歩いてふれあえる歴史、文化景観の創出
● 配慮するポイント（景観計画 P23「共通基準」） ・ 風格ある歴史・文化景観との調和を図る ・ 魅力ある都市景観の創出を図る ・ 歴史・文化等の景観資源の保全に配慮する ・ 大樹等の緑の保全に配慮する
※上記、景観づくりのテーマ・方針・古河市公共施設景観形成指針を踏まえ、届出対象地の開発における景観づくりのコンセプト（考えやねらい）を記入してください。 例 本届出地は、文化施設に隣接しているため、文化施設に調和する意匠とする。
※上記を踏まえ、景観に対して配慮、工夫したポイントを記入してください。
※古河の風景カタログにて参考にした写真があればページ番号等を記入してください。 例 II-4-4 現代的素材と調和した洗練された雰囲気

2 行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	建築物を建築する位置や規模について、歴史・文化等の景観資源を阻害しないように配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	建築物の壁面の位置は、隣接する建物の位置に調和させるなど、歴史・文化地区にふさわしいゆとりと落ち着きのある街なみを形成している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	できる限り歴史・文化景観と調和する形態意匠としている。 《景観づくりの指針参考》 和風建築の要素を取り入れたものとしている。(景観づくりの指針 P24) 城下町の風格ある景観形成のため、自然素材を有効に活用している。 (景観づくりの指針 P23)	☐ はい ☐ いいえ
	歴史・文化地区としての落ち着いた街なみ景観を確保するため、できる限り高さを抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	周囲にある歴史的建造物や大樹に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ いいえ
	屋根は、勾配屋根である。 《景観づくりの指針参考》 できる限り勾配屋根を用い、庇を設けている。できる限り日本瓦又は銅板葺きとしている。(景観づくりの指針 P24)	☐ はい ☐ いいえ
	隣接する建物間で、できる限り軒先の位置や勾配を揃え、連続する街なみ形成に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
	下屋、庇を設置したり、開口部は格子やすだれで覆うなどして、周辺の歴史・文化景観に馴染むような工夫に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
	低層部については、歴史・文化的街なみの連続性に配慮し、和風の形態意匠を採り入れている。	☐ はい ☐ いいえ
	建築設備は、通りから直接見えない位置に配置している。やむを得ず通りに面して設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、背景と同調する色彩で着色するなど工夫をしている。	☐ はい ☐ いいえ
	屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和を図りながら、歴史・文化景観に馴染むよう形態意匠等の工夫をしている。	☐ はい ☐ いいえ

	(形態意匠の具体的な配慮事項)											
	(形態意匠で配慮できない理由)											
色 彩	建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度としている。(伝統素材や自然素材の素材色を除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td><td>5 以下</td></tr> <tr> <td>Y (黄)</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td><td>3 以下</td></tr> </tbody> </table>	色 相 (系)	彩 度	R (赤)	3 以下	YR (黄赤)	5 以下	Y (黄)	3 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下	☐ はい ☐ いいえ
	色 相 (系)	彩 度										
	R (赤)	3 以下										
	YR (黄赤)	5 以下										
	Y (黄)	3 以下										
	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下										
屋上設備等の色彩は、建築物等と同系色の色彩を基調としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし											
中高層部（5階建て以上の3階以上の部分）については、ボリューム感を抑える色調とし、高明度かつ低彩度になっている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし											
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、歴史・文化景観や建物との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし											
(色彩の具体的な配慮事項)												
(色彩で配慮できない理由)												
材 料	石材、木材、煉瓦など歴史・文化景観を特徴づける材料の選定や活用に努めている。 《景観づくりの指針参考》 歴史を感じさせる既存住宅等にあわせた屋根の素材の活用に努めている。 (景観づくりの指針 P23) 建築材料には木や石、土など味わいのある素材の使用に努めている。 (景観づくりの指針 P24) 外壁は蔵や和風建築に多用される漆喰壁や下見板張、または、これらに類するデザインとなるよう努めている。(景観づくりの指針 P24) 建具は、木製または和風サッシの活用に努めている。 (景観づくりの指針 P24)	☐ はい ☐ いいえ										

	材料は、耐久性、耐候性、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
	(材料の具体的な配慮事項)	
	(材料で配慮できない理由)	
敷地利用	道路に面する敷地境界を塀等で囲う場合は、安全を確保した上で、歴史・文化景観を特徴づける自然素材や意匠を取り入れながら、風格ある街なみの連続性に配慮している。 《景観づくりの指針参考》 敷地意匠は風格ある街なみの連続に配慮したデザインとしている。 (景観づくりの指針 P23)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	道路に面する敷地境界を緑で囲う場合には、歴史・文化景観に馴染む樹種や花木等による生垣や植栽帯とするよう努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	既存の樹木等緑の保全を図り、より風格ある歴史・文化景観の維持・創出に努めている。 《景観づくりの指針参考》 既存敷地の樹木にあわせ敷地内に緑を配置している。 (景観づくりの指針 P23)	☐ はい ☐ いいえ
	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に務めている。	☐ はい ☐ いいえ
	規模の大きい敷地の道路に面する側においては、隣接敷地や公共空間に配慮しつつ、地区の風格形成に寄与する樹木や、彩りのあるハナモモ等の花木を植栽し、風格と魅力ある景観形成に務めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	駐車場は、通りから見えない位置に配置している。やむを得ず道路に面して設置する場合は、道路から自動車が見えにくい構造や位置とし、入口は周辺の歴史・文化景観と調和した意匠や植栽としている。	☐ はい ☐ いいえ
	立体駐車場は、車が直接見えないよう工夫しており、敷地内の建築物と調和した配置、形態意匠になっている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	設置する広告物は、自家用広告である。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び歴史・文化景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はしていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし

	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョン等）、サーチライトなど、周辺の歴史・文化景観に馴染まない光源や形態意匠のものは設置していない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の歴史・文化景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【②工作物】

景観形成基準	チェック欄
建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺の歴史・文化景観との調和を図っている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
(工作物の具体的な配慮事項)	
(工作物で配慮できない理由)	

※以下は、建築物を工作物と読み替えて、チェック、または記述してください。

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	建築物を建築する位置や規模について、歴史・文化等の景観資源を阻害しないように配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	建築物の壁面の位置は、隣接する建物の位置に調和させるなど、歴史・文化地区にふさわしいゆとりと落ち着きのある街なみを形成している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	できる限り歴史・文化景観と調和する形態意匠としている。 ≪景観づくりの指針参考≫ 和風建築の要素を取り入れたものとしている。(景観づくりの指針 P24) 城下町の風格ある景観形成のため、自然素材を有効に活用している。 (景観づくりの指針 P23)	☐ はい ☐ いいえ
	歴史・文化地区としての落ち着いた街なみ景観を確保するため、できる限り高さを抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	周囲にある歴史的建造物や大樹に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ いいえ
	屋根は、勾配屋根である。 ≪景観づくりの指針参考≫ できる限り勾配屋根を用い、庇を設けている。できる限り日本瓦又は銅板葺きとしている。(景観づくりの指針 P24)	☐ はい ☐ いいえ
	隣接する建物間で、できる限り軒先の位置や勾配を揃え、連続する街なみ形成に努めている。	☐ はい ☐ いいえ

	下屋、庇を設置したり、開口部は格子やすだれで覆うなどして、周辺の歴史・文化景観に馴染むような工夫に努めている。	☐ はい ☐ いいえ										
	低層部については、歴史・文化的街なみの連続性に配慮し、和風の形態意匠を採り入れている。	☐ はい ☐ いいえ										
	建築設備は、通りから直接見えない位置に配置している。やむを得ず通りに面して設置する場合は、設備を自然素材等で覆ったり、背景と同調する色彩で着色するなど工夫をしている。	☐ はい ☐ いいえ										
	屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和を図りながら、歴史・文化景観に馴染むよう形態意匠等の工夫をしている。	☐ はい ☐ いいえ										
	(形態意匠の具体的な配慮事項)											
	(形態意匠で配慮できない理由)											
色 彩	建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度としている。(伝統素材や自然素材の素材色を除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td><td>5 以下</td></tr> <tr> <td>Y (黄)</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td><td>3 以下</td></tr> </tbody> </table>	色 相 (系)	彩 度	R (赤)	3 以下	YR (黄赤)	5 以下	Y (黄)	3 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下	☐ はい ☐ いいえ
色 相 (系)	彩 度											
R (赤)	3 以下											
YR (黄赤)	5 以下											
Y (黄)	3 以下											
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	3 以下											
屋上設備等の色彩は、建築物等と同系色の色彩を基調としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし											
中高層部（5階建て以上の3階以上の部分）については、ボリューム感を抑える色調とし、高明度かつ低彩度になっている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし											
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、歴史・文化景観や建物との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし											
(色彩の具体的な配慮事項)												
(色彩で配慮できない理由)												

材 料	石材、木材、煉瓦など歴史・文化景観を特徴づける材料の選定や活用に努めている。 《景観づくりの指針参考》 歴史を感じさせる既存住宅等にあわせた屋根の素材の活用に努めている。 (景観づくりの指針 P23) 建築材料には木や石、土など味わいのある素材の使用に努めている。 (景観づくりの指針 P24) 外壁は蔵や和風建築に多用される漆喰壁や下見板張、または、これらに類するデザインとなるよう努めている。(景観づくりの指針 P24) 建具は、木製または和風サッシの活用に努めている。 (景観づくりの指針 P24)	☐ はい ☐ いいえ
	材料は、耐久性、耐候性、維持管理に優れたものを選定し、活用にあたっては、耐震性等安全の確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
	(材料の具体的な配慮事項)	
	(材料で配慮できない理由)	
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界を塀等で囲う場合は、安全を確保した上で、歴史・文化景観を特徴づける自然素材や意匠を取り入れながら、風格ある街なみの連続性に配慮している。 《景観づくりの指針参考》 敷地意匠は風格ある街なみの連続に配慮したデザインとしている。 (景観づくりの指針 P23)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	道路に面する敷地境界を緑で囲う場合には、歴史・文化景観に馴染む樹種や花木等による生垣や植栽帯とするよう努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	既存の樹木等緑の保全を図り、より風格ある歴史・文化景観の維持・創出に努めている。 《景観づくりの指針参考》 既存敷地の樹木にあわせ敷地内に緑を配置している。 (景観づくりの指針 P23)	☐ はい ☐ いいえ
	敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
	規模の大きい敷地の道路に面する側においては、隣接敷地や公共空間に配慮しつつ、地区の風格形成に寄与する樹木や、彩りのあるハナモモ等の花木を植栽し、風格と魅力ある景観形成に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	駐車場は、通りから見えない位置に配置している。やむを得ず道路に面して設置する場合は、道路から自動車が見えにくい構造や位置とし、入口は周辺の歴史・文化景観と調和した意匠や植栽としている。	☐ はい ☐ いいえ

	立体駐車場は、車が直接見えないよう工夫しており、敷地内の建築物と調和した配置、形態意匠になっている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	設置する広告物は、自家用広告である。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び歴史・文化景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物の屋上への広告物の設置及び窓面広告の掲出はしていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LED ビジョン等）、サーチライトなど、周辺の歴史・文化景観に馴染まない光源や形態意匠のものは設置していない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
その他	(敷地利用で配慮できない理由)	
	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺の歴史・文化景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【③開発行為】

景観形成基準	チェック欄
開発行為では、地区の歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
開発行為等を行うに当たり、できる限り既存樹木・緑地の保全による風格ある街なみ景観の維持と自然環境保護への配慮を図り、緑化の推進に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
(開発行為の具体的な配慮事項)	
(開発行為で配慮できない理由)	

【④その他】

項目	景観形成基準	チェック欄
土地の形質の変更 (開発行為を除く)	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(土地の形質の変更の具体的な配慮事項)	
	(土地の形質の変更で配慮できない理由)	
木竹の伐採又は植栽	伐採は必要最低限に抑えている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	可能な限り道路沿いやその他の公共空間に隣接する部分にある既存樹木の保全や移植に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	やむを得ず伐採する場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変りに配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(木竹の伐採又は植栽の具体的な配慮事項)	
	(木竹の伐採又は植栽で配慮できない理由)	
物件の堆積	堆積の高さは、周辺景観を阻害しないよう、3mを超えない範囲でできる限り低く抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	風致、美観を損ねないよう整然と堆積するよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	堆積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	塀や囲い等の遮蔽物の高さは、樹木を用いる場合を除き、3mを超えないよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	塀や囲い等の遮蔽物の色彩は、建築物の色彩基準で定める範囲内とし、周辺景観を阻害しないよう、できる限り低彩度としている。	☐ はい ☐ いいえ

	(物件の堆積の具体的な配慮事項)
	(物件の堆積で配慮できない理由)

【⑤その他良好な景観の維持】

景観形成基準	チェック欄
荒地化している空地については、良好な景観の維持、形成を図るため、定期的な草刈りや草花等による修景を行い、美化に配慮した維持管理に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
(その他良好な景観の維持の具体的な配慮事項)	
(その他良好な景観の維持他の配慮できない理由)	